

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 18 号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和 36 年岩手県人事委員会規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後																													
（人事委員会規則で定める職員） 第 2 条 給与条例第 34 条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う職員は、次の各号に定める職員とする。 （1）～（8） [略]			（人事委員会規則で定める職員） 第 2 条 給与条例第 34 条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う職員は、次に定める職員とする。 （1）～（8） [略]																													
2 [略]			2 [略]																													
別表第 1（第 3 条関係）			別表第 1（第 3 条関係）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿日直勤務の区分 職員の区分</th> <th>通常の宿 日直勤務</th> <th>5 時間未 満の宿日 直勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 条第 1 項第 8 号に該当する職員</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			宿日直勤務の区分 職員の区分	通常の宿 日直勤務	5 時間未 満の宿日 直勤務	[略]			第 2 条第 1 項第 8 号に該当する職員	[略]	[略]	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿日直勤務の区分 職員の区分</th> <th>通常の宿 日直勤務</th> <th>5 時間未 満の宿日 直勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 条第 1 項第 8 号に該当する職員</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第 2 条第 1 項第 9 号に該当する職員</td> <td>5,100</td> <td>2,550</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			宿日直勤務の区分 職員の区分	通常の宿 日直勤務	5 時間未 満の宿日 直勤務	[略]			第 2 条第 1 項第 8 号に該当する職員	[略]	[略]	第 2 条第 1 項第 9 号に該当する職員	5,100	2,550	[略]		
宿日直勤務の区分 職員の区分	通常の宿 日直勤務	5 時間未 満の宿日 直勤務																														
[略]																																
第 2 条第 1 項第 8 号に該当する職員	[略]	[略]																														
[略]																																
宿日直勤務の区分 職員の区分	通常の宿 日直勤務	5 時間未 満の宿日 直勤務																														
[略]																																
第 2 条第 1 項第 8 号に該当する職員	[略]	[略]																														
第 2 条第 1 項第 9 号に該当する職員	5,100	2,550																														
[略]																																
別表第 2（第 3 条関係）			別表第 2（第 3 条関係）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 条第 1 項第 8 号に該当する職員</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			職員の区分	手当額	[略]		第 2 条第 1 項第 8 号に該当する職員	[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 2 条第 1 項第 8 号に該当する職員</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>第 2 条第 1 項第 9 号に該当する職員</td> <td>7,650</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			職員の区分	手当額	[略]		第 2 条第 1 項第 8 号に該当する職員	[略]	第 2 条第 1 項第 9 号に該当する職員	7,650	[略]										
職員の区分	手当額																															
[略]																																
第 2 条第 1 項第 8 号に該当する職員	[略]																															
[略]																																
職員の区分	手当額																															
[略]																																
第 2 条第 1 項第 8 号に該当する職員	[略]																															
第 2 条第 1 項第 9 号に該当する職員	7,650																															
[略]																																
備考 改正部分は、下線の部分である。																																

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。